

平成29年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成29年12月13日（水曜日）

議事日程第5号

平成29年12月13日（水曜日）

〈午前10時00分 開議〉

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	中村	実	君	14番	大滝	豊	君
15番	田中	立一	君	16番	古川	昇	君
17番	渡辺	重雄	君	18番	松尾	徹郎	君
19番	高澤	公	君	20番	吉岡	静夫	君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君																				
副	市	長	木村	英雄	君	総	務	部	長	金子	裕彦	君																		
市	民	部	長	岩崎	良之	君	産	業	部	長	斉藤	隆一	君																	
会	計	管	理	者	兼	務	企	画	財	政	課	長	藤田	年明	君															
総	務	課	長	山本	将世	君	能	生	事	務	所	長	土田	昭一	君															
定	住	促	進	課	長	斉藤	喜代志	君	市	民	課	長	池田	正吾	君															
青	海	事	務	所	長	井川	賢一	君	福	祉	事	務	所	長	水嶋	丈明	君													
環	境	生	活	課	長	五十嵐	久英	君	交	流	観	光	課	長	渡辺	成剛	君													
健	康	増	進	課	長	横澤	幸子	君	建	設	課	長	見辺	太	君															
商	工	農	林	水	産	課	長	池田	隆	君	会	計	課	長	丸山	幸三	君													
復	興	推	進	課	長	斉藤	孝	君	消	防	長	大滝	正史	君																
ガ	ス	水	道	局	長	木村	清	君	教	育	次	長	佐々木	繁雄	君															
教	育	長	田原	秀夫	君	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	兼	務													
教	育	委	員	会	こ	ど	も	教	育	課	長	山本	修	君	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長					
教	育	委	員	会	文	化	振	興	課	長	歴	史	民	俗	資	料	館	長	兼	務	長	者	ヶ	原	考	古	館	長	兼	務
磯	野	茂	君	監	査	委	員	事	務	局	長	大嶋	利幸	君																

十 〈事務局出席職員〉

局	長	小竹	和雄	君	次	長	松木	靖	君
係	長	山川	直樹	君					

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、田原 実議員、19番、高澤 公議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。〔19番 高澤 公君登壇〕

○19番（高澤 公君）

おはようございます。創生クラブの高澤でございます。

1回目の質問を行います。

市民の善意や労働に対する市の報い方に対する考え方と、会計支出項目における委託金、補助金、借上料など、労務を伴わない支出についてを伺います。

(1) 私は9月定例会の一般質問で、市から支払われている賃金・謝金・報酬などについて伺いました。その意とするところは、市民の善意による行政への協力に、市は十分報いているだろうかとの思いがあったからであります。金額的には最低賃金をクリアしていても、そこに交通費が含まれていたのでは、最低賃金を割り込む場合もあると思われま

す。市民の努力にしっかりと応えてこそ、何かあったときに市民から協力も得られるものと思

います。私はさきの一般質問のときに、青海地域の公民館支館長の無報酬問題を取り上げました。そのとき、生涯学習課長は「支館長のご努力は十分に理解している。」と答弁されました。市長も「調査をしてその後に対処する。」と答弁しています。

公民館の歴史を振り返ると、能生地域、糸魚川地域、青海地域とそれぞれ違った経過を歩み、違った文化を持っているようです。

旧青海町では、いち早く教育委員会を立ち上げ、公民館制度を取り入れ、住民自治に力を入れてきた歴史があります。

支館長のご労苦に報いるよう適切な報酬を支払うべきと思いますがいかがですか。

(2) 一般会計歳出の支出項目には、職員がほとんど手をかけずに書類の正否だけで支出されているものが多いように思われます。委託料、補助金、負担金、借上料、使用料、保険料等々です。委託しなければならないものや、委託したほうが安上がりなもの、また、補助金を出して育成しなければならないものなどいろいろありますが、その量が多過ぎるようにも見えます。

一部会計の支出項目約3,650のうち、1,500項目がそれらに当たります。全支出のうち約41%が帳面や書類の処理だけで支出されています。これに職員の給料、手当の項目を加え、また、別の事業名になっていても内容がほとんど謝金で終わるものを加えると、支

出のうちの半分以上が帳面や書類の点検だけでなされていることとなります。

安さ、手軽さを求める割合が多くなれば、いっそのこと、民間経営にすればどうでしょうか。人件費は安くなる。民間の労働者の仕事量は公務員と違います。能率が数段よくなることは間違いありません。

このところ災害が多く発生しています。災害復旧設計の多くの部分がコンサルタントへの発注であります。事務職も産業部に所属する職員も自分で汗をかかないでいては、将来の糸魚川市はどうなるのでしょうか。自分で経験し、経験した分のノウハウを蓄積し、自分の中に、事に当たったときの判断基準をしっかりと持っていなければ、対処のしようがないこととなります。その判断や対処方法も、何回も数を重ねたり、新たな経験を重ねることによって正しい判断ができるようになるのです。

働き方改革や人材育成の部分で、糸魚川市は努力が足りないと思いますが、どのように感じていますか。人材を育成していかなければ、自治体間競争におくれをとることは間違いありません。市役所の経営、糸魚川市の経営は書類の操作や、委託だけでは成り立ちません。

現場へ多く出るような、または直接市民に問いかけるような行政をすべきと思いますがいかがですか。

1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

高澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、青海地域では、26年度に4地区公民館、16支館体制に移行した際に、支館長への報酬は終了させていただきましたが、公民館主事を基準とする人数まで採用しない間は、暫定的な措置をとっております。

なお、青海地域の支館は、社会教育から住民自治活動まで幅広く取り組んでおられ、他の地域とは異なる実態があることを認識いたしておまして、今現在、検討させていただいております。

2点目につきましては、議員ご指摘のように現場への直接出向いたり、市民の皆様から直接ご意見をお聞きしたりすることにより、経験値を高め、的確な判断ができる職員を育成することは非常に重要なことと考えております。本年度は、駅北大火の復興や豪雨、台風などによる災害が多発し、多様な全ての業務を職員で対応することは難しい状況にあります。外部に委託する割合が高くなっておりますが、人材育成の面からも可能な限り職員が実施することに努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もごございますのでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

市長、ありがとうございました。

それでは、公民館の支館の問題からちょっとお尋ねしますが、青海地域の支館の中で一番大きいのは須沢支館であります。須沢の支館は、対象とする世帯数が894世帯、ほとんど900世帯と言ってもいいぐらいの大きな支館であります。今までどおり、合併前のとおり公民館の仕事をしております。仕事の量は変わっておりません。

それで、公民館制度を見てみますと、糸魚川市に21の公民館がありますが、その中で須沢地域の約900世帯より大きい公民館が5つあります。その5つのうち2つは青海地域にありまして、後は糸魚川のほうで3つある。要するに須沢は3支館とはいえ、公民館の順番でいっても、およそ大きい順番でいっても6番目になるわけですね。6番目に値する。

それともう一つ、世帯数が200に満たない公民館、これは青海地域にも2つありますが、糸魚川、能生地域、合わせて3つございます。それ以上のやっぱり職員が1人なり1.5人なり、張りついておるわけでありまして、それは市の職員ですから、当然、報酬もいただいております。どこに公平性というものが保たれてあるんでしょうか。それをちょっと伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

おはようございます。

高澤議員のご質問にお答えします。

今、公民館の規模、人口世帯、それと職員の配置数の基準はどうかというお尋ねかというふうに思っております。これにつきましては、平成21年8月に糸魚川市公民館体制検討委員会というものがありまして、平成20年6月から10回の議論を重ねて取り組んでまいりました。その議論を重ねた中での配置基準ということで、その配置基準を尊重しまして各世帯の大きさに応じて職員の配置、定数、基準というものを設けて、今現在も取り組んでいるものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

平成21年ですか、これをつくったと。新しい公民館制度をつくった。それはわかりますよ。そのときにも青海地域の公民館長、当時は公民館長ですわね、公民館長から強い反対があったということを知っておる。それと、もう長らく10年ぐらいやってみて、これはまずいかなと思ったら直さなきゃいかんでしょ。全然まずいと思いませんか。どこかに公平性がありますか、ここに。どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

お答えします。

確かに答申を受けてるのは21年度、21年ということになるんですけども、それを受けまして公民館体制が始まったのが、青海地域では平成26年度から今の4館体制という形でスタートしております。実質的に、暫定的、激変緩和措置とか移行のためのいろいろ準備期間もございましたので、そういった期間を過ぎますと実質のスタートが28年度というふうに考えております。まだ本当に新公民館体制へ全て移行して、まだ28年度、ことしは29年度ですので、もうしばらくこういった状況を、職員の配置も含めながら、検証しながら、今後の動向を見ながら見直しは必要であるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

ちょっとお尋ねしますが、一番小さい公民館で職員の配置が1.5人というふうになってますね。これは労務賃金でどのぐらい支払われておるんですか、労務賃金は。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

お答えします。

規模でいきますと、職員の数でいきますと1人もしくは1.5人というところは、小さいところになってくると思うんですが、公民館主事につきましては、月額16万円で運営のほうをお願いいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

月額16万円が1.5人ということでしょ。そうすると年に直すと200万超してしまいますよね。これが200に満たない公民館です。

ですが、約900ある須沢の支館長は無報酬ですよ。公平だと思いますか、どう思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

確かに議員のおっしゃる須沢地区というのは、非常に大きな規模の公民館であるというふうに考えております。支館長におきましては、確かに旧青海町のときには、報酬という形で月額幾らという形で当たったというふうに認識をしております。

しかしながら、今の支館長の業務を見ていきますと公民館の業務と、それとあと付随して住民自

治組織の自治会の組織の業務という2つの機能を重ね合わせておられるというふうに私は思っております。

公民館の業務につきましては、今の16支館長さんというのは各それぞれの4支館の中の公民館管理運営委員会に携わっていただいております、そちらのほうに出席される場合については、労苦に報えるかどうかというものにはならないと思うんですが、費用弁償という形で出席に応じてお支払いをしておりますし、あと16支館の連絡協議会というものであった場合についても1回当たり幾らという形で、お集まりいただいたご労苦に対しては、少しばかりではございますけども、ご労苦に対して何とか対価を払っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

そういう話は、9月の議会のときも聞きましたよ。私の言うのは、公平性があるかということを知りたいんですよ。どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

確かに人口規模に応じた基準というのは、平成21年度の答申に基づいて行っておりますので、今後、その基準を今は尊重してやっておりますので、これはこれで今取り扱いとしては答申に基づいたものであるということで認識をしております。

ただ、今後、人口の推移とか状況の変化によっては見直さなければならないというふうに思っておりますが、今現在は、その基準に沿って粛々と進めているというふうに思っております。

確かに人口規模から1人当たりの住民人口に対して主事の数が事実上バランス、開きはあるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

大きな開きがあるということは公平性がないということかね、どういうことなんだよ、はっきり答えなきゃだめだよ。公平性があって、誰が見てもこれは正しいという公正性があって、公平性と公正性があってこそ、初めて行政と言えるんじゃないかね。やっぱりおかしいなと思うことは直していかならんと思うんだけど、直していこうという気はありますか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

公民館制度の統一ということで、今まで3地域が、それぞれ形も運営も違ったものを1つの形にまとめたというのが22年でありました。その際に検討したときにもいろいろな課題が出ておりますし、今現在もまだ1つの形ということでないと思っております。今、高澤議員ご指摘の公民館主事の労苦に対する賃金と、それから支館長さんのご労苦に対する報酬が公平性がないのではないかとというご指摘であります。確かにどちらの方も日々、地域のためにご尽力されておられるということは認識をしております。

ただ、お願いしてるところは、公民館の支館長さんについては公民館の業務と、それから地域の自治会の活動に携わる業務と両方がございます。

公民館の業務につきましては、先ほど渡辺課長が説明しました。不十分かもしれませんが、それぞれの活動に対する手当てをしてるものであります。

自治会活動につきましては、青海地域は一体となっておりますので、支館長さんが両方の兼務をされております。また糸魚川、能生につきましてはそれぞれの、兼務という形は少ないんですが、それぞれ公民館の活動、また自治会については区長さん等が活動をされております。そういうものが今、市としては一体としておるものではございませんので、そこに対して報酬を支払っていないというところがございます。そのために青海地域の支館長さん、地域のために頑張っておられるところに対する報酬というものは、今のところはお支払いをしてはおりません。

ただ、今後ですが、人口ですとか社会情勢の変化ですとか、また地域を守るためにどのような活動をしていただくか、活躍をしていただくかということにつきましては、当初、市長がご答弁させてもらいましたが、検討をしてまいらなければいけないという今の現状でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

教育長が検討していくということをやるとであれば、十分検討していつてもらいたいと思いますよ。

私が一番心配するのは、要するにただでさえそういう役職につきたくない、喜んでやる人がいない、その上、いや、それやったって報酬も何もないんだもんということを理由にして、またそういう組織が続いていかなうんじゃないかと思って心配しとるんですよ。それで、旧の青海町で支払った報酬なんていうのは、ほんのわずかな、わずかなもので、そのお金が欲しいから支館長を受けるとい人はいないと思いますよ。その大方はお金でいいんですが、ほんのわずかなものですから、何らかの方法でやっぱり面倒を見てやらんなんと私は思いますよ。公民館の仕事だ、自治会の仕事だと今分けてるけどほとんど変わらんですよ、同じでしょうがそれは、やることは。それで、その小さい公民館がどうのこうのというんじゃないんだけど、もちろん頑張ってやってもらわなきゃいけないんだけど、1つの例として200人に満たない公民館でも年間200万を超す報酬を払っとる。そういう現実もあるんですよね。やっぱり公平性というものを見なきゃ。公平が保てるようにやってもらわなきゃいかん。

市長にもお願いですが、やはり行政というのは公平を保った行政でないと、1カ所だけ重く見て、

後は見ないよというやり方じゃだめなんで、公平性を保つような形で行政をやってもらいたい。特に青海の支館の問題は、いろんな経過をたどって今のような格好になったんですが、その経過をたどる中にも非常に強い反対の声があったんです。そういうものをみんなつぶされてきて今の状態ですから、近いうちに見直してもらいたいと思いますんで、ぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほど職員がお答えさせていただいたように、移行して間もない部分もございますし、今検討をいろいろ内容を把握しながら進めていきたいと思っておりますので、もう一度やはり、合併して、そしてその公民館体制というものを築き上げてきたわけでございますので、実施してどうなったという検証をしっかりとしていく中で、このお答えを出させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2番目のほうの質問に入ります。

市の仕事をいろんな形で委託をしているというのが、これは2015年の政府の骨太の方針ですよ。それで、委託できるところは委託していきなさいという方針が出てるんで、これについては国の方針ですから、糸魚川市はやっちゃいかんよということは私言いませんが、非常に気になるのは、骨太の方針でも言ってますけれども、民間委託することによるメリットとして行政、要するに公共のサービスの無駄をなくす。それと公共サービスの質の改善を図る。それと民間活力を生かしながら歳出を抑制する。この3つが挙げられるんだけど、これはあんた方だけではできないことか。民間にやらんともうこれは達成できるというふうにあなた方は理解してますか。どう思ってます、これは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

社会が複雑・高度化してきている状況を踏まえて、行政がやるべき業務の中で専門性が必要になってくるものとか、あるいは民間に任せたいほうがスケールメリット的に効率的、格安にできるというような業務の分野もございます。そういう状況を踏まえながら時代の趨勢を把握しながら、民間でサービスを提供していただいたほうが、より質の高い、あるいは格安にサービスができるという

ような業務の分野については、できるだけ民間の皆さんの活力を活用して実施をしていくというようなスタンスで考えております。当然、民間に委託した業務について、全体的に統括管理していくのは行政の役割でございますので、職員の資質としても民間に委託した部分の、統括的な管理をできるという分野での基礎的な知識・技能というものは、当然、必要だというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

今、部長が答えたことが私そのままいい答えになればいいんですが、じゃあ民間にあった、民間から上ってきた成果をチェックする能力、民間がやってきたものをチェックする能力というのは、どうやって養っていく予定ですか。それは経験しなきゃできないんだよ。どう考えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、それぞれの業務の高度化していろんな機械が出てきたり、あるいは仕組みといいますか、そういう面での技術的な革新の分野がございますけれども、いずれにしても基本的な業務の根本になる部分というのがあります。そういう部分については、職員のほうで知識・技能をしっかりと習得し、対応していく必要があると思っております。

そういう中では当然、現場を踏みながら経験を重ねてそういうものがついてくる部分もありますので、当然、現場のほうに出向いて、現場を十分熟知した上で民間の皆さんに業務委託をした成果について基本的な知識を置きながらチェックしていく必要があると思っております。

また、さらに必要な部分については、ほかの方の知識とかという部分も、力を借りながらチェックする必要もあるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

私、見とると、やはりそういうチェック能力を持つ人間を育てるということが、そういう教育をしてないと思いますよ。職員研修の予算を見ても毎年同じような感じな予算なんね。内容はどうなってるか知らんけども、やっぱり人材育成の教育というのはやっていかんといけないと思いますが、それに対して何か特別なことをやっていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

まず、経験を積む部分につきましては、確かに職員それぞれが経験を積むことは大切でございま

す。

ただ、そういった人員削減、またそういった部分の中で、業務量等の兼ね合いの中で、できない部分につきましては、経験をした職員もおりますので、そういった部分については職場内での研修等を通じる中で引き継ぎをしていただくようにしております。

また、新たなものということではございませんが、やはり新たな発想、そういった部分も大切でございますので、そういった部分につきましては、外の研修、いい講師の部分の中での研修を受ける機会の中でそういった発想をいただけるように、職員についてはそういったものに派遣をさせていただいております。また、戻ってきた段階におきましては、その内容について職場内等で周りのほうにお知らせする、また同じ課で検討すると、そういった部分を設けるように極力配慮をしてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

今、課長が答弁されましたが、100の講習より、やっぱり1つの実践ですよ。現場へ出ていかなきゃだめ。市民の中へ入っていかなければ答えは見つからんと思いますよ。そういう行政を目指さんきゃいかん。そういうことを指導しているかどうか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

常日ごろの中で職員が地域の活動に参加をしたり、あるいはボランティア活動であったりという部分について、積極的に地域の皆さんとかかわりながら、業務上はもちろんなんですが、業務以外でも今申し上げたようなかわりを持ちながら市民の皆さんと対話を、あるいはコミュニティを重ねながら行政を運営してくということで、職員のほうにはそのような奨励をいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

ぜひそういった部分の教育をしっかりやってもらいたいと思います。

先ほど1回目の質問のときに災害のことでちょっと触れましたが、建設課長、建設課長が奉職されたころは、昔は災害があれば測量機器をかついで現場へ飛んでいったと思うんですよ。それが今、皆さんみんなそういう時代だと思えますよ、それがみなあんた方の人間力になつとるわけだ。人間力を磨くというのは、やっぱり現場を踏んで経験しなけりやできないことだと思うんで、ぜひやっていただきたいと思えます。

今回は、市長の1回目の答弁でもありましたが、災害が上越圏内で160件近くある。糸魚川で約35から40ですね。糸魚川のために上越の測量会社が来れない、そういうような状況になったときに、やはり自分たちのできるというものを養つとかんといかんと思えますわね。ぜひそんなこ

とで人間力を持っているあなた方が、次の世代を育てていかんならん、教育していかんならん、そう思うんで、ぜひお願いしたいと思います。

それと前回の質問のときに、屋根雪おろしの件で民生・児童員がほとんどやってるということを書いたら福祉事務所長は、山間地ではそのような状況があるようですという答弁だったんですが、私はその話を聞いたときには、平場の民生・児童員から聞いておるんですよ。それで、屋根雪おろしを全部、民生・児童員に任せている。自分たちは何もしないのかどうか、平場はどうなっているんですか、山間地だけじゃなくて。何かやっています、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

お答えいたします。

平場におきましても積雪状況に応じて、家の前、通路までの除雪というのは状況に応じていただいているところであります。

直接、福祉事務所として私ら職員が出向くということは今のところしておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

やっぱりあれでしょ、職員が実際動いてないでしょ。だから、屋根雪おろしのときには、どうい
う問題があるんで、どこ直さんきゃいかんのだということが、全然ノウハウとしてたまってない
だよね。だから、そういうことを聞かんきゃ行政じゃないでしょうが。やっぱり現場へ出て、現場
の声を住民の声を聞くことですね。ぜひそれをやってもらいたいと思うけど、行って、スコ
ップ持って行って屋根雪おろせというんじゃないんですよ。だけど、現場へ行ってどうだと、その
ぐらいはやっぱりやらんといかんと思うよ。ぜひやってもらいたい。何かあるか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤定住促進課長。〔定住促進課長 斉藤喜代志君登壇〕

○定住促進課長（斉藤喜代志君）

多少、補足になると思うんですけど、中山間地、特に高齢化の著しいところについての地域いき
いき集落サポーター事業というのを定住のほうでやっております。これはサポーターのボランティ
アを募集してやっとなるんですが、職員かなりボランティアのその中に入っております、去年はあ
りませんでした、過去においては大雪のときに、これは民間の個人住宅とかというのは行かない
んですけど、集落センターとかの屋根雪おろしとか、雪かきとか、そういったものをサポートする
というようなこともやっております。そういった中で、現場カンでは学べている部分もあるのではな
いかというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

岩崎市民部長。〔市民部長 岩崎良之君登壇〕

○市民部長（岩崎良之君）

屋根雪おろしにつきましては、民生委員の皆様からいろいろやはり申請とかございますので、手配をしていただきますが、実際、課題としては多く雪が降ったときに、やはり業者の手配ができないというようなご相談をいただく中で、そういう業者のあっせん等につきましては、市のほうでさせていただいておりますし、先ほどから議員おっしゃったように、やはり現場のいろいろな課題については、民生委員なり、また現場のほうで確認をするような形にさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

いろんな問題あるんでありますけど、今、私は屋根雪という問題で話をしておるんですが、現場へ行ってみると、これは前にも言ったことあるんだけど、雪捨て場がないから早川の新町へおろした雪を姫川まで運んで捨てる。そういう行政じゃ、これいかんと思うよ。そのお金はやっぱり困った人が出すんだから。もっと早川の近いところで雪捨て場をつくってやらなければ、個人の負担が多くなるばかりでしょ、そういう問題もあるんだよ。そういうことをノウハウとして持っとれば、除雪計画をつくるときに建設課と話して、雪捨て場をもっとつくってくれ、そういう話ができるわけだ。あるいは山間地へ行くと、道路からうちはちょっと引っ込んどる。普通なら道路と平なんだけど、ロータリーが走っていくもんだから、どんどん壁ができて、しかも道路のほうに面してるとこは、直角の壁になっていく。これはとてもじゃないけどおっかなくて表で出れんわねと、こういう話だよ。じゃあそれをどうするか、そういうことをわかってないんだよ。おまんたね、そういう出てきた書類を見てただけで、はいわかった、はいわかったで金出すだけ、全然ノウハウをつかんでない。そういう行政じゃだめでしょうが。

それで、定住促進課長にちょっと伺いますが、地域づくり加速化事業というのは、これは事業の内容はどういう内容ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤定住促進課長。〔定住促進課長 斉藤喜代志君登壇〕

○定住促進課長（斉藤喜代志君）

お答えします。

昨年度でいけば、ことしもそうなんですけど、地域づくりプラン、各地区でつくっていただいておりますが、その地域づくりプラン、まだできていないところ等について地域の皆さんの地域課題とかを少しテーマにしながら話し合いを促進して、地域づくりプランに向けての意識醸成を図りたいといったところでワークショップを展開しているものでして、それらに使ったコーディネーターやワークショップの運営費用というものに利用しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

これは9月の議会のときに資料を請求して出してもらった資料なんだけど、地域づくりプラン策定モデル地区で磯部、西能生、の西海でやっておりますが、ワークショップが8回とか7回とかやっていますよね。それで、これは各地域各回、全部違う内容なんですか。地域が違うけど、内容は一緒なんですか。どういうんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤定住促進課長。〔定住促進課長 斉藤喜代志君登壇〕

○定住促進課長（斉藤喜代志君）

こちらの磯部、西能生、西海地区につきまして、それぞれ複数回のワークショップをやっておりますが、それぞれ地域のやはり状況、それから話し合いの進度、そういったことによって、毎回それぞれの地区での毎回のプログラムも違いますし、それぞれの地区のプログラムのつくり方についても違っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

高澤議員、総論のほうへ行っていたきたいと思います。

○19番（高澤 公君）

これは私とすれば、要するに労働を伴わない支出というふうに思っておるんですけど、どうでしょうか。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時49分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

これは22回やってんですよね、ワークショップ全部で。定住促進課の職員に聞いて、何でおまえたち、こんなに数やっとなのにやれないんだと聞いたら、いや、とてもじゃないけど私らできませんわ。もう最初っからそういうことなんね。ちょっとでもノウハウとって、自分たちでやってみようという気はなかったんだろうか、これは。全部で250万ほど払っとるんですが、自分たちでちょっとでもやってみようということはできんかった、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊藤定住促進課長。〔定住促進課長 齊藤喜代志君登壇〕

○定住促進課長（齊藤喜代志君）

お答えします。

22回プラス、まだ現地確認とかもそれぞれやっております、その費用についてと、それからそれぞれのワークショップのプログラムだけではなくて、できたワークショップの中身の成果のまとめといったものもみんなやっておりますので、ワークショップの回数が、その日の夜一晩だけという部分での費用支出ではないというふうに理解しておりますし、こういったものを通じて、職員はスキルを学んでいるというふうに考えております。今後、地域づくりプランの策定について職員どうしていかうかというのは、また今の職員の体制、それから、それぞれの職員が持っているこういった能力、それらによってまた仕掛け方が変わってくるかと思いますが、少しずつ職員がそういったワークショップを展開できるようにということで、現在研さんを積んでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

それでは、回を重ねていけば今度は職員でできるというふうに思っておりますか。あるいは職員で半分ぐらいできるというふうに思っておりますか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊藤定住促進課長。〔定住促進課長 齊藤喜代志君登壇〕

○定住促進課長（齊藤喜代志君）

かなりの回数をそれぞれの職員が体験しているというところでのそれぞれの能力というのは上ってきているというふうに、私、実感しております。ただ、今後そういった今までやっていただいたことを、じゃあ職員ができるようになってきているか、大分できてる、できるようになってきているというふうにも理解しております。ただ、今後、全てそういったものは自分たちで、職員だけでやるんだというところについては、実はそこら辺については、まだ疑問符といいますか、少し問題があるかというふうに思っております。

というのは、職員だけが行ってやるというものと、第三者の方が来てやってもらうという部分で、十分その参加者の受け取り方というのが随分と違ってきます。そういったものは時と場合とか、場所とか地域とかどんな内容について話し合うんだということで選択をしていければいいかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

これからまたいろんな地区で同じことやっていくんだと思うんですが、やはりそういうところでちょっとでも節約していくというのが行政改革の基本だと思うんだね。そういうことを考えながらやってもらわないといかんと思いますよ。やっぱりもう委託したんだからお任せしちゃったか

らいいやという感じでは、私はいかんと思う。

行政全般について、やはり職員の資質の向上というものについて教育していかんなんと思うんですが、部長どうですか、これは。どう思います、その教育という部分では、職員の。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

職員の資質の向上については、終わりのない不断の努力が必要だと思っております。高めていくためには、日常業務における職員相互の研さんの部分もありますし、また庁外での専門的な研修、あるいは先進地を見たりというような外部での研修、両方の視点をあわせ持ちながら、日常、不断の努力を重ねていく必要があるというふうに思っております。それによって行政の効率、あるいは質を高めていくということが極めて重要だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

やはり日本の政府の方針も変わってきますね。これも骨太の方針なんつってて、その中に民間に委託できるものは委託しなさいという方向で動いていくわけだ。そういう社会の流れがある。それで、やっぱり流れは速いですから、それに対応できるような職員をつくらんなん。そこら辺十分視点を置いて、これから進めてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で高澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を11時05分といたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時05分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。よろしく願いをいたします。

通告書の順序で行います。

1、「市議会基本条例」その実践例としての（1）権現荘対応問題、（2）中学生いじめ対応問題、（3）姫川病院対応問題について。

本文のほうへ入りますが、「糸魚川市議会基本条例」の制定・公布・施行は平成28（2016）年9月21日でした。

前文と本文全23条、議会（議員）・行政（市長）ともに高い政治姿勢を共有し、実践を誓い合った行政執行を進めていく上での最高規範としてでした。

確認の意味を込め、改めてその内容を言わせていただきます。

まず、前文。

「市長と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、互いの権限を尊重し、対等の立場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通じて、市民の多様な意見が的確に反映できるよう」

さらに、本文では。

「議会の活動原則」としての第4条。

「議会は、市民を代表する唯一の議決機関であることを常に自覚し、市長及び執行機関に対し、監視・分析・評価」

「市長及び議会の関係」としての第8条では。

「議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、行政事務の執行を監視し、評価を行う」

次に、「監視及び評価」としての第10条。

「議会は、市長等の事業の執行について監視及び評価を行う。議会は、予算の承認・決算の認定・監査の請求及び調査の実態を通じて、市民に市長等の執行についての評価を明らかにする。議会は、総合計画・重要な施策等について、その経過を検証し、評価する」

そして、最後、「提案理由」であります。その中では本条例の目指すところを確認しております。

「議会及び議員が、市民の負託に真摯に応える」ということで、実践例3点を挙げ、二元代表の一方である市長の姿勢・理念をお聞きします。

(1) 権現荘対応問題。

平成29（2017）年3月16日本会議で可決された「発議第2号・柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議」の趣旨はこうなっております。

「登用した支配人のずさんな経理があったことは、管理・監督を徹底しなければならない行政の責任。議会からの監査請求に基づく監査の結果において、ひとえに行政の管理体制の甘さを指摘しており、市議会として重く受けとめるべき」このとき、私はこう述べました。

「市の公的機関・監査委員報告全7ページにわたって、不正・横領の疑い・破棄・癒着・廃棄・不適切・遺憾といった言葉が約90カ所。我々が苦勞し、つくり上げてきた『議会基本条例』の最中の出来事。そのことを、当の市長・行政当局はもちろん、議員・議会も熟慮して対応しなければならない」と。

(2) 中学生いじめ対応問題。

平成29（2017）年3月16日本会議で否決された「発議第3号・いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議」の趣旨はこうなっております。

「市内中学校でいじめ重大事態が連続発生。『市いじめ問題専門委員会』では、中学校と運動クラブの指導方針の違いやあつれきにより、問題解決の糸口がつかめない状態・異常事態。よって、市長及び教育委員会は、今回報告された『市いじめ問題専門委員会』による調査結果報告書に基づき、提言を真摯に受けとめ、事態の早期解決と責任の明確化を」

このとき、私はこう述べました。

「せっかくの公的機関である『市いじめ問題専門委員会』の調査報告書全9ページ約300行のうち、8ページ約90行、中には2ページ丸ごと黒塗り、さすがに途中それなりに黒塗り部分が消されはしたが、それにしても『緊張感を保ち、監視し合うはずの二元代表』である議員・議会と市長・行政の実態がこれ。双方反省し合わなければならない。弱い者が泣く行政や教育にははいかん」

(3) 姫川病院対応。

平成19（2007）年6月4日、姫川病院破綻。これが、債権者（市民）側からの損失補償提訴へと続き、結果、平成25（2013）年3月26日の上告棄却で事実上の幕切れという形という経過がありました。

直後の4月18日付「債権者の会」からの新聞折り込みチラシではこう訴えています。

「医療過疎の中で、願いや期待を託してきましたが、それらをしっかり実践していくためには、行政や組織にお任せでなく、市民の参加と協働の力をより高めていくことが大切だと学びました」

そして、いま一つ、事実上の結審ともいえる高裁判決文の中にこうあります。

「原判決の次に、以下を加える」として、「地域医療の充実のため、病院の誘致などを計画し、最終的に医療生活協同組合立病院が開設されたという経緯があり、公的色彩の強い病院」と。

そこで、本論に戻りますが、「二元代表」の一方である市長には市長としての立場や都合があります。同じく「二元代表」の一方である議員には議員としての責務や理念があります。

それらが時にはぶつかり合い、それが互いの研さんと向上につながってこそそのさまざまな思いを持つ市民・住民から選んでいただいた「二元代表」。

市行政、それがどんな分野であれ、単なる事務処理・係数処理で終わらせてはなりません。むしろ、その根っこにある理念や責務への構えや取り組み姿勢をこそ、「市長」・「議員」双方がぶつけ合う比重を高め、重視することこそが「二元代表による行政」を進めていく要、第一歩。そのためこそ「議会基本条例」が成り立ったのです。成り立たせたのです。

以上の確信のもと、今回、私は具体的な事象・実践例の幾つかを挙げて市長の考え方そのものをお伺いさせていただきました。趣旨ご勘案の上、よろしく願いいたします。

2番目に、ごみ処理施設、そのあり方について。

平成29（2017）年5月17日付「環境新聞」は、特集面を組み、こう報じています。

「4月1日、武蔵野市に2代目の清掃工場『武蔵野クリーンセンター』（ストーカー方式、

120トン・1日60トン掛ける2)がオープン。発電能力2,650キロワット、隣接施設に熱を供給するほか、通常の蒸気タービン発電機に加え、都市ガスを使用するガスコージェネレーションを配備、災害時に通常の電力供給が停止しても市役所などに送電できる防災拠点としての機能を果たす」

「大きな市民参加の議論の末、稼働に至った。施設の整備用地から計画まで武蔵野方式、市民参加方式」

「市民参加の議論で、排ガス基準を全国で一番厳しいとされる東京23区清掃一部事務組合と同等の基準に設定」

「旧施設は、『隠す』イメージでデザインされていたが、新施設では開放的にして『見せる』ごみ処理施設にした。市民参加の議論で、地域住民だけの問題にせず、全市民がごみを出すことから、全市民の問題とし、全市民に知ってもらう施設づくりを」

「プラットフォームを地下化し、建物のコンパクト化、外観の全ての面が表に見えるように。見学者コースを一周すると、ごみ処理の流れがわかること、などを事業者選定の要求水準に盛り込み」これが環境新聞。

去る11月13日、市民厚生常任委員会で武蔵野クリーンセンターを視察。たまたま入手したのがこの新聞報道であります。

上越市のクリーンセンターもそうでしたけれども、さらにより明確に、徹底した「市民参加・生活者重視（特に一人一人の）」の目線・姿勢・実態には感銘しました。

ただ、ごみ処理場・施設対応となると、例えば耐震度、あるいは交付金だの補助金だのという対応など非常に特殊分野、あるいは専門分野が多いだけに市民サイドから、あるいは市民ペースといひましようか、そういうものから入り込みにくいという現実・実態があります。また、それだけに画一的行政ベース、あるいはこれはベースもあるんですが、そういった現実・実態があります。

現在進行形の本問題ではありますが、市行政はもちろん、議会ともに、こういった「根っこ」へ目を向けた行政を進めるような行政執行、配慮に留意すべきであると提起させていただくのですが、市長、私のこの基本姿勢を是と見るか否と見るか、あなたの基本姿勢をお示してください。

3番目に、ふえ続ける「ごみ出し困難」な人・家庭対応のあり方について。

「朝日新聞」は、平成29（2017）年9月19日付、同じく11月20日付で、こう報じています。

「高齢などのため自力でごみを出すのが困難になり、自治体の支援を受ける人がふえている。74自治体にアンケートなどで取材したところ、6割の自治体が支援に乗り出し、5万世帯以上が利用していた。『ごみ出し困難世帯』は、この10年間ほどで急増、予算上の問題などから支援の維持を懸念する自治体も」

「介護保険制度を使ってホームヘルパーにごみ出しをしてもらう人もいるが、早朝に来てもらうのが難しいことなどから独自支援をする自治体が目立つ」

「この10年間で支援自治体は1.6倍、利用世帯数は4倍以上増加」

「今回の取材では、『我が家で暮らし続けたい』と、不調を抱えながらもひとり暮らしをする多くの高齢者に出会いました。食料品は宅配などで買っても、日常的なごみ出しは『自治体や住民の支援がなければ、施設に入るしかない』という人もいました。ごみ出し困難世帯は今後もふえる見

込みです」

以上、高齢化だけを問題にしているのではない。ごみ出しだけを問題にしているのではない。誰もが「弱い立場」になる。誰もが「あすは我が身」の行政課題として対応して行こうではないか。それこそが「行政執行の根っこ」ではないか。

私の以上の考え・対応姿勢に対して、市長の考え・対応姿勢はいかがか、お伺いします。

なお、この朝日の記事は、私これ以上、追跡はしておりません。これだけの記事で申しあげませんが、主張させていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えします。

1番目の議会基本条例につきましては、これまでも答弁したとおり、議会と市民、議会と市長、その他の執行部機関との関係を明らかにし、市民の付託を真摯に応えるために議会の最高規範として制定されたものと理解をし、議員が掲げた実践例についてもそのように対応してまいります。

2番目につきましては、次期ごみ処理施設の整備に当たり、32年4月の稼働に向けて、今後とも市民の皆様へ情報提供をするとともに、ごみリサイクル学習の拠点施設となるよう努めてまいります。

3番目につきましては、地域住民の主体的な支えを育み、生活上の困難を抱える方々を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

順番があるいは逆になることもあろうかと思いますが、大きい3項目、中の3項目を適宜取り上げてご質問させていただきます。

ちょっと途中からになりますけれども、中学生のいじめ対応、これは1の（2）になりますけれども、私、今改めてまたこの本題の前段というか、さっき言いましたけれども、これ今改めてこの場へ持ってきたんですけれども、あのときに、つまり糸魚川市いじめ問題専門委員会というのがある、これは公的な機関ですけれども、そこで出されたのが余りにも黒塗りが多過ぎるという、見てもとおり真っ黒々ですね、こういうもんだ。こういうものを公的にお願いをした市が、そして今度はそれを公的な場へ出すのに何でこういうものがすらすらとやれたのかというのが、しつこいよ

うだけれども、どうしてもこの議会基本条例を持ち出すまでもないんだけど、どうしてこういうものが出てくるんだろうかという。これは私、二元代表の一方が、一方に対して、しかも公的にお願いした機関がつくってるものを公的な議会という場へ出すときに真っ黒々であなた方の内部でそういうものを、おい、これでいいのか、まさに何も議会基本条例を見せびらかして、おい、どうだというつもりはないけれども、その辺について、どうしてこういうのが出てきたんだろうかと。改めてお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

報告書につきましては、第三者の専門委員会ということで市がお願いをして、聞き取りの上、まとめて、また提言も含めて報告をいただいたものであります。これは公開が原則と考えております。その公開の方法につきましては、もちろん個人情報もそうですが、その時々の関係者の協議の状況などについても考慮していかなければいけないということから、公開の方法は、その時期、その方法を判断して、そのようにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今の教育長の答弁というのは、似たような雰囲気でも前にも聞いたような気がするんだけど、私に言わせると、少なくとも私の主張には全く合っていない答弁のように思う。公開を前提として公表するのが当たり前で、しかも公的な立場でみなやってもらった中身が公開・公表の場である議会にこういった黒塗りのもので、それでいいというその感覚がね、根っここのところが私にはわからないんですよ。これは、俺がコピーしたものだけでも、こんなもんだ。これ市長だって、当然、市長なんだから見てる。そういうもので私は議会基本条例はこれほらこうなるわけだ。全くだ。こういう感覚でね、対議会でもいいんだろうかという私は思いが強いけど、どういうもんですか。今、教育長が答弁したから、どうですか、それ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今ほどのご指摘につきましては、一般質問、また所管の委員会等でも説明をさせていただいたところでございます。

また、今、吉岡議員のご指摘の点についてもご意見として賜って、今後の取り扱いに対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

似たような答弁が少なくとも二、三回続いていると思うんですがね、果たしてそれで、何も議会は二元の、市長とのあれで、二元でこうだからといって、決してそんなものを振りかざす気持ちは全く私は持ってない。そう言いながら、市長答弁も何回かやったけれども、そういう二元代表を大事にしなが、これから執行をやっているという、双方でやっている最中の出来事がこれでしょう。だから私は、しつこいかもしれんけどもう一回聞きたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

繰り返しての答弁はいたしません、市長、最初、お答えいたしましたように議会の基本条例、そういうものは最高規範として制定されたものであります。これらをよく趣旨を理解をいたし、また市もそのように対応してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

この点については、全く不可解、納得もしていませんけれども、またできればいろんな形で取り上げ続けさせてもらいたい、しつこいようだけでも思います。

ちょっと話を変えて、この専門委員会ばかりじゃない所管の委員会、あるいは行政執行の過程で、当然にしていじめ問題に絡めて、いわゆるスポーツ活動というものの、いわゆる学校教育と。社会教育団体によるスポーツ活動と。この辺の、何といたらいかな、ふれあいというのか、仕分けの仕方とか、あるいは理論的なものは、私は教育というものがどうのこうのというのは、そこらは得意じゃないけれども、今までのようなやり方、これからのやり方で、果たして、一番大事なところは私はしゃきとしてない、すきとしてないような気がする、今でも。その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答え申し上げます。

学校での部活動、そして社会体育での活動ということについてのすみ分けとございますか、役割分

担等のことかと思えます。

今は社会体育団体と学校と、そして教育委員会が入っての三者でルールを決めております。そのルールの最初のページには、中学生を主として、中学生を真ん中に置いた図が記されております。中学生のために社会体育団体と学校が、そして行政が何をできるのかということを中心に、今ルールづくりをしております。

そこで、今、子供たちに対して学校が何をすべきか、どこまでするのか、社会体育団体が何をするのかということについて、今、ルールを定めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今、ルールを定めているというんだけど、この問題はもう相当やってきましたよね。その辺ももっとしゃきっとしてあれですか、教育委員会いろんな批判もありますよ。具体的な例は、今回の一般質問の中でもいろいろ指摘されてきたとおり、私はこの各議員の指摘というのは、非常に的を射たと思っておるんですけど、それは私、二度、三度言う必要はない。そういうことがあった上で、なおかつ今のような答弁で、まだいいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

いじめ問題専門委員会からも厳しくご指摘をいただいておりますし、また、今回の議会でも皆さんからご意見をいただいております。それぞれにつきましては、私ども真摯に受けとめておりますし、提言に沿ってこのルール案を、今、三者で協議をしているところでございます。いじめ問題専門委員会の報告書については、非常に重く受けておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

私の思いを一言言わせていただくと、そういう真摯に三者で、それはそれで結構なんです。

ただ、基本の根っこの、また根っこのところで、学校教育法による、いわゆるスポーツ、そういったものと、社会体育団体的なものによるスポーツ、この辺に対するきちっとしたけじめとか、そういったものは、しっかりしてないと私思う。これは答弁要りません、同じような答弁するだろうと思うから。それだけはっきりさせたい。

それから、話があっちこっち前後しますけれども、この質問通告書では、22ページの真ん中辺に私出してあるんだけど、二元代表の一方であるまとめとして、市長には市長としての立場、議員には議員としての責務・理念。

そこで、ちょっと聞きたいんだけど、これはコピーとったんですけど、この間配られた、

明らかにされた9月27日付の市議会一般質問に係るお願いというところで、市議会からの最大の提言の場である一般質問の通告ということで、非常に何か、どうなんでしょうね、一方的に何か議員さんが教えてもらってるような、おい、議員さん方、おまえちゃ、これわかってくれやと、そういうふうに俺が思ったんです、これ。だから、こういうことを言うんなら、その前に市長を初め今回の一連の一般質問でも、非常にそういう場面があったと思うんだけど、聞いても聞いてもわからないという感じの一般質問の場面があった。一方でそういうこともあるんですよ。だから、一方的に、おい、おまえちゃの書き方がこうだ、ああだなんて、私はあそこまで言う必要ないと思ってるんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々は、やはりいろんな事業を行ってまいっております。そういう中において、議員の皆様方からいろいろご指摘やご意見をいただきます。一般質問の中でお答えさせていただきたい、より丁寧にお答えしたいわけですが、やはりその辺が大枠で来ると大枠の答えになってしまう。やっぱり核心について述べていただくと、核心についてお答えさせていただく。内容については、今はおわかりにならないとか、不明だということはあるかと思いますが、我々としていたしましては、誠心誠意、皆様方にお答えしていきたいという気持ちでお願いをさせていただいたわけですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

市長、それは言い回しで、それはそれで決して頭からけしからんというわけじゃない。でもこんなものを出して、それで、ようおまんたという、それは私はないよと、はっきり言わせていただきたいです。これやってれば、また切りがないと思うんで。

全体に私、あと8分しかないんですけれども、まとめと言っちゃあれだけれども、私、今回取り上げたのは、その議会基本条例との関連でやったものですから、ちょっと私、原稿書いてきたんだけど、議員・議会と市長・行政、二代表とはいいますが、当然のごとく、そこには大きな問題がある。例えば実務遂行能力、あるいは情報集積能力、人的・物的対応能力、これ3つ取り上げて、年間500億から金を動かしていく。あるいは、ごみ資料といたって、例えば今回、私、市民厚生常任委員会でごみ資料、本当にいっぱいことこんなにいっぱい、ちょっと1つ持ってきただけでもこんなにもある。これ大変なんです。つくるといって、普通に今さっきいったように500人からの職員を抱えてやれば、力はある。だけど、議員なんていうのは、1人で何でもこなしてるわけでしょ、普通は。物すごい力がない、そういう意味で。

そういう中で、私はその辺も考えながらということは伏線として張っときたいんだけど、議会と市長の間でも、これははっきりしとると。ましてや普通の一般市民となると、なおさらその差は歴然だと思うんです。そこにはお上に依存せざるを得ない、時には追従せざるを得ない民の姿と

いうものがある。あるいは、ないではないと思う。それがお任せに走らざるを得ないということもあるでしょう。こういった現実を二元代表の根っこが抱えてるんだということを、私はこの際、はっきり言わせていただきたい。それで、行政を進めていく主役は、私たち市民一人一人、それが二元代表の根っこの根っこなんです。単に行政事務処理遂行だけが問題ではありません。まずはその根っこを、理念を目指すべき行政のあり方をしっかり確かめることが肝要だと。そこを私ははっきり申し上げたい。

それで、今回の一般質問で、例えば1つの例ですけれども、会計のあり方、市の監督のあり方を問うている際に、市側答弁で10年前を調べてどうするのかと、全てを出しているのに出せ出せと言われてもと、こういうような場面がありました。間違いなくあった。そして、私に言わせれば予算にしる決算にしる、もう可決あるいは認定しているのではないかと。可決・認定したのは誰だ、議会じゃないかと。なのにという受けとめ方が、その裏にあるのではないかと、そういうふうにも考えることもあるんです。おまえちゃ認定・可決していて、今さら何だよと。いやそういうもんじゃないと思う。そのとき、そのときいろいろな問題があった場合は、確かに反対・慎重な動きがあっても多数決で決まってきたもんで、決まったんです、それは確かに多数決で。決まったもんは決まった。が、時には、その状況の流れの中で、その事象に対して、これは見直してみるべきだ。あるいは洗い直してみるべきだ。そういうことを出し合い、道を明らかにする。つくり直していくことこそが、二元代表の双方の果たすべき私は役割だと思ってるんです。力はないなり、数は少ないなり、それが役割・役目、そこをしっかりとさせ合いながら進もうじゃないかということを改めて訴えさせていただきたい。

ことし6月の16日号の週刊ポスト、私見て驚きました。あの森・加計一連の問題を捉えて思想家・作家である山本七平氏が空気の研究を軸にして、今の政治・行政、あるいはあり方、そういうものを特集していました。私はその1年前に、市長もご存じだと思うけれども、3月の議会で、この空気の研究を軸にして同じことを私言わせてもらったのをまざまざと思い出しました。右へ倣え、みんなで渡ればの流れに対し、それおかしきよなどと物を言おうとする際にそんな動きを封じ込めるための殺し文句が、空気を読めない困ったちゃんか、こういう呼ばわりするものが現にあるわけだ。チェック機能を果たそうとするときには、ポイントは私はここだと思うんです。何かを言おうとすると、おずおずでもいいから、ぶつぶつでもいいから物を言う。私なんかいつも本当にぶつぶつと聞こえるかもしれない。けれども、言わせてもらっております。そういったものに向き合えるかどうか、正していく、それこそを勇気を我々みんなが持っているからと、私は思うんです。このことをせつかくのこういう場を与えてもらってるから言わせてもらいます。あるいは、これまで言ってきたこと、ずっと前から言ってきたことを言い続けることは、あるいは釈迦に説法と言われるかもしれません。その辺は意のあるところをよろしく願いをいたしたいと思います。

ただ、それにしても、それが何を今さら、さっきも何回か取り上げましたけど、何を今さら、あるいはほかの議員さん方も捉えてる場面があったんですが、何を今さら、そんなことを言われたって、いつまでもそんなこと。そういうふうになってはいけない、してはならないんだと私は思うんです。市長を初め皆様、行政のベテランを前にして生意気、立った姿勢で言わせてもらいますけど、本当にしてはいかん。せつかくの議会基本条例です。高らかにうたいあげたんです、二元代表を。それが、いわゆる民、民衆、一人一人民衆であれ、あるいはお上、これは市長であれ、総理大臣で

あれ、何でもそうだけれども、あるいは役人とか役所の側というか、そういうものであれ、お上であれ、民であれ、あるいはそれが少数であれ、多数であれ、弱かろうが、強かろうが、一人一人の市民の思いを出し合う、ぶつけ合う場、その機会、議会というところで行政かくあるべしの考えをぶつけさせていただきました。意のあるところは受けとめていただきたい。あと私は1分しかありませんけれども、何か思いがあったら市長、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

吉岡議員の考え、お気持ちは十分に理解をさせていただきました。我々といたしましても決して議員お一人お一人は弱いとは思っておりません。市民の付託を得た市民の代表であるわけですので、それをしっかりと受けとめ、お答えをさせていただきたいと思ひますし、またご説明をさせていただきたいと思つる次第でございますし、その辺をご理解いただきたいと思ひますし、我々はやはり最高規範として、皆様方がおつくりになった議会基本条例は、しっかりと受けとめていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、我々といたしましても、皆様方のご理解の上で執行させていただきとるということも改めてご報告させていただきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

どちらかという、さっきぶつぶつとかと言いましたけれど、私は悶々をしておるほうですけども、今の市長の答弁は非常にやはり明解で、こと議会基本条例に関しては、明解であったと私も思っております。願わくば、こういった機会にこういったことを言わせてもらう私も本当にありがたい。けども市長を初め皆さんも、こういったぶつぶつを肝に銘じていただきたい、そういったお願ひを改めて、何回も同じようなことを言って本当にしつこいかもしらんけれども、このことだけを皆様に訴えて、非常に私はいい時間を与えてもらったと。今の市長答弁、何もおだてるわけじゃないけれども、そういうふうに私は受けとめました。

ということで、皆さん頑張ってください。こちら、議員も一人一人が選良に選ばれた代表であります。頑張るはずで、頑張らましよう。

以上で終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午前 11 時 44 分 散会〉

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+